「平成２５年度　第２回　大阪府子ども施策審議会　計画策定部会」

日　時：平成２６年１月３０日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午前１０時から１２時まで

場　所：プリムローズ大阪　３階　松寿の間

【事務局】

(資料１について説明)

【部会長】

　はい、ありがとうございました。おおむね３０分ぐらいの時間で、今、ご説明いただいたところのご意見をお願いしたいと思います。まず、前半の部分、社会情勢の変化のあたりで、認識のずれとかデータの不足などがあれば、お願いしたいと思います。

　私から単純な質問ですけれど、この大阪府の分が載っているのと、全国のデータだけのことがありますが、これは全部大阪府のデータを出すことはできますか。

【事務局】

　ここで整理をしましたのは、大阪府の特徴がどのようなものなのかが知りたくて整理をしました。基本的にデータがある分については、全国と比較できるような形で整理をさせていただいたもので、ただ、子どもの貧困などにかかるデータは、なかなか府のみのデータが、入れにくい部分がありましたので、そこについては比較ができていないと思っていまして、４ページのひとり親家庭の困窮というところが、これは全国データになっています。

【部会長】

　そうですね、それはまあ、出しにくいものについては、全国でいくということですか。

【事務局】

　そうですね。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　今回の計画の特徴の一つは、幼稚園と保育所の関係、認定こども園との関係ということで、そのベースのデータはあまりないような感じがするのですね。保育人数が増えて、幼稚園は定員割れしましたと文章が書いてありましたが、そこがなかった、あったほうが説得力があると思います。

　幼稚園の利用者が、なぜ自分たちの利用方法が変わるのだという感じがみんなあると思います。そこを少し出したほうが、ひょっとしたらいいのかもしれない。なぜそれをしないといけないのかという部分が、少し弱い感じが、個人的にはします。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　何を出したらいいのかというのが、よく分かりません。

【委員】

　加えて、今回の保育制度の大きな改革の根っこにあるのは、ひとり親なり、共働きが保育所で、家庭の専業主婦家庭が幼稚園という一つのパターンが、崩れていくという前提条件がありますよね。

　だから、実は幼稚園に来ている方の中にも、パートタイムやフルタイムで働いていて、スマイルチャイルド事業のような形で、府の取り組んでいる事業で、すでに補助を少しもらって、共働きを続けている方もいらっしゃいます。だけど私は、私立幼稚園に行きますとか、公立幼稚園に行きますとか、そういう方々が増えてきているところに、従来のステレオタイプの施設イメージが大きく変わっているということを、ある意味説得を持って提案しようと思うと、私立幼稚園なり、公立幼稚園に行っている親の就労状況とか、そういうものが一定やはり必要になってきますよね。

　なぜかということが皆さん分からなくて、いいではないですか、保育所は保育所で、幼稚園は幼稚園でという一般論から、もう一歩前に進もうと思うときには、それが確かに、委員がおっしゃるようなことが必要かもしれません。

【部会長】

　ありがとうございます。そのとおりですね。

　では、ぜひそこは検討していただくということで、ありがとうございます。ほかにはその施策との関連という目線でいくと、もしかしてもう少しこうというのがあるかもしれませんが。

【委員】

　それでいうと、幼稚園・保育園の認定こども園化は、そういう路線で行くとそれと同じように、先ほど１７ページで地域で支える、家庭を支援していくというのも、なんで必要なのか、家庭の抱える状況も、今の状況は困難になっていますので、データがあったらいいと思っていますけれども。おそらく、アンケート調査をしていると思います。

【部会長】

　家庭の負担感だとか、孤立感だとかですね。

【委員】

　そうですね。

【部会長】

　少しそのような視点で何点か、例えば引きこもりとか、ニートとか、その辺ももう一度見直していただいたほうがいいかもしれません。

【委員】

　幼稚園がなぜ、大きく変わるんだということについては、きっとかなり説明をしないと分からないと思います。

　委員に申し訳ないけれど、委員の提案された部分もあったほうがいいと思うけれども、ある程度子育て支援の必要性は認められてきている。今回のテーマでいうと、正直入れておいたほうがいいと思うのは、家庭がぼんと前に出てきているのだから、そこをむしろ社会も一緒にやるんだよというイメージのもののほうが良いと思う。

　一番最初の方向の説明にあったように、一部の人はすごく喜ぶと思うのです。まずは、家庭に責任があると、うがった読み方をしたら読めてしまう可能性があるので。

【委員】

　だから家庭にいて子育てしていることは、とてもしんどいことなので。みたいな。

【委員】

　それを入れるといいなと、そういう意味なのです。われわれの領域では、普通に思っているけれど、そうではない流派の人がいらっしゃる。その他、例えば子どもの貧困とか、なんとなくみんな、世間のイメージと一致してきているような気がしました。

【部会長】

　私も、委員が今補足してくださったように、私も言いたかったのは教育の連携とか、別の委員がおっしゃったように、文部科学省の委員をしているのですが、家庭教育というところは、今おっしゃった視点でどんどん予算についてお金が出ているのです、家庭に教育力をみたいな方向になっているので、その中で、どうやって支援につなげていくのかとか、あるいは教育は学校でしょうみたいなところがすごく壁が高いので、そこが崩せるような、なんらかのデータが見せれたらいいのかと思うのですが、今ぱっと浮かばないのですが。

　ご指摘のように、皆さんが指摘しているところではないものが見せれたらいいのではないか、そこに施策が動いていくようなものかもしれないのではないかという感じで思います。ありがとうございます。

　少しまた検討して、追加もまた皆さんに言っていただけたらと思いますけれど、時間的な問題もあるので、次の基本理念と基本的視点、それから細かく基本方向のところで、個別の取り組みまで、具体的にお示ししていただいていますので、そこに施策とか、ご意見とか、もれている点とか、ぜひ、出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

　すみません、生み育てるという視点が幾つかこの中に出てくるのですが、人間は生まれて、育てられて、その次に育てる環境になって、今度は自分の親を看取り、自分が看取られるという一定のライフサイクルが、人間の一生の中にあるということを、前提になかなかならないという現代の、非常に年齢別に分断しているというか、横に割られているというか。

　だから幼少期のところだけとか、学童だけとかいう形のスポットがあたるような形は、この中にもありますよね、全部横で出ていますよね。

　例えば女性の子どもを生む年齢も、ある程度やはり２０代のほうが卵子が元気だとかは、医学的に言われていますよね。４０代になるとだんだんしんどくなっていくということが、実際に生理的にあるようですから。

　そういうことなども、一般的にそうだということが分かれば、子どもを生むタイミングを、それぞれカップルが考えられるときに、そういうことを参考にということにならないのか、今非常に晩婚化しているとか、出産年齢が後ろにずれ込んでいるとか、ある意味、さまざまな障がいの問題も含めて引っ張り込んでしまう可能性が高くなってくるということも言われているので、そういうふうに考えたとき、全体の人間が子育てのこととか、貧困だけのこととかという見方ではなくて、もう少し一番大きなくくりのところで、全体図を示す必要性がないのかと思っているのです。

　これはさまざまな具体的施策はたくさん出ているので、当然そこにフォーカスして、それに対する対策をつくっていく、こういった取り組みをしていくということは必要なことですけれども、全体図がある中で、個別施策みたいなものになっていかないのかという感じはしているのですが。どのような書きぶりになるか分からないのですが、そういうことが必要なのかと思っています。

【部会長】

私も循環するというお話を、ちらっと言いましたけれども、全体像が見えるということで、基本理念とか、基本的視点の前に出していくのか。ちょっと議論をしていかないといけないと思いますが、トータルの間がいるのではないかというご意見です。ありがとうございました。関連して、どうぞ。

【委員】

　申し上げておきますが、女は家で子育てしていたらいいという意味ではないのですよ。いいですよね、そこは。どなたかがおっしゃっていることではなくて、十分に仕事をする、生み育てるということを中心にしながら、しっかり社会で生きていくというのは、ものすごく賛成のほうですので。

【部会長】

　大丈夫です。確かに分断されるから、先ほどのように、これは教育で、これは福祉みたいになってしまいますし。

【委員】

　そうです、それは家庭でしょとかね。

【部会長】

　なるのですよね。

【委員】

　すみません、何回も言って。西洋的なる学問と、日本的な学問、例えば育児とか教育とか子育てとかいうのは西洋的なるものと、日本的なるものは文化的にも違っていると思うのですけれど、どうしても西洋的なるものが日本の中の常識として一般化されることが多い、それは大学の先生方がさまざまな文献や学術を外国から取ってこられて日本に紹介されるものだから、それがさも日本人として当然そうなのだと捉えるのだけれど。

　日本はどちらかというと、子育ても仕事も社会生活も地域も家庭も、渾然一体とした中でやられてきたと思うのです。そのあたりがどうもやはり切り刻むような文化の中で、どうもおかしくなってきていると思いますので、バックグラウンドとして。文化人類学のようなところのレベルからも、少し違うのかという気もしています。

【部会長】

ありがとうございます。体系前に全体像が見せられたらいいのかもしれませんね。具体的なところでも、ぜひ、ご意見を。

【委員】

　基本的には、一番大くくりのところが、まずぼんとあって、そのためにこういうことが必要だということにしないと、予算化もしにくいのではないかと思います。

【部会長】

具体的な例で言ったら、次世代を育成する取り組みということでは、学校の先生が個別なレベルで、例えば、家庭科の先生が出産するとはとか、結婚するとどういうことになるか、あるいは赤ちゃんを育てるというのはどういうことかといったように、個別なレベルなのです、まだまだ。

　ですので、そういう今先生がおっしゃったように、全体像が見えてくると、カリキュラムの中に、そういうことを取り入れていくことが必要ではないかとか、具体策につないでいけるのではないかというイメージを持って、私はお聞きしていたのですけれど、そういうことですよね。

【委員】

　そうですね。

【部会長】

　具体的な取り組みから、意見を言っていただいたら、またそこでもつながってくるかもしれません。

【委員】

　具体的なこと、言っていいですか。

【部会長】

　はい、お願いします。

【委員】

　今の委員の話の関連でいうと、基本項目２のところですね。安心して妊娠・出産という項目の部分で、先に項目が書いてありますけれども、現状と課題で挙げている、飛び込み出産のようなイメージが見えづらいのです。健やかなになってしまうのです。少し違うだろうというのがあって、そこの対策、なぜそのような状況になったかということにある背景、望まない妊娠とか、そういうところに関連させるのか、ここに書くのがいいか、よく分かりません。

　それはＤＶとかレイプとか男性側の問題とか、子どもの人権は出てくるけれど、そういう思春期女性の人権の話とか、一般論ですね、出産に関わる人権の話は出てきていないですね。

今そこが結構社会的には問題になっているのではないかという認識があって、そこに具体的施策があるのか、よく分からないのですが、もっと欲しいなという感じが。

【委員】

　出産に関して、思ったよりなかったですよね、今まで。不妊治療とか高齢出産の話が関係するくらいかと思っていた。

【委員】

それも入っていようかと思いますが、現状と課題の書き出しとは違うのです。望まない妊娠と飛び込み出産のことを言っているので。本当はそれに対応する取組があるといい。ここら辺の認知そのもののあり方と、その後の対応として支援がいるグループの話。

　２点目は次のところで、同じところの１９ページの上ですね。一番初め、子育てしやすい環境の整備という見出し、このことから出て、ものすごく広いことが書いてあるのかと思ったら、意外と幅が狭い。環境という言葉を、むしろ変えたほうがいいのかという感じがしました。

　何もこれを読まずに、子育てしやすい環境というと一番最初に思うのは、職場や家庭内の女性が働いている環境ということだと思うのです。ここは、そういう話ではなく、環境のこととは、ずれているような感じがしたということです。

　次の段はそんなに難しくないです。２０ページ一番上ですけれど、里親委託率とか、里親というのが２回出ているところで、社会的養護計画がどういう書き方をしようと、少なくとも「等」にしておいたほうがいいのではないか。里親委託率を上げていくのはもう、感覚的には不可能に近い、数パーセント上がるかもしれないが、これで２割上げてくださいとか、もはや不可能に近くて、ファミリーホーム等を核にしながら上げていくしかないのではないかと考えたときに、そこの幅は、単純な話です。「等」を入れたところで、普通の人はなんのことか分からない、一応その意識を持っていますというだけの話。とりあえず、幾つか細かいところはありますが、ほかの先生から、また必要があれば。

【部会長】

　ありがとうございます。ぜひ、ブレインストーミング的に挙げていただいたほうが、たくさん抜けているところがあると思います。

【委員】

　次の２１ページの幼児教育の充実、書き出しが「幼児期は」になっているから、これはおそらく３歳以上のことを定義上指さざるを得なくなっている。また、これも一般府民には分かることはないのだけれど、保育所の３～５歳は、やっぱり外すのかということになる。

　大阪府はどうするか、どう使うか、下には保育所が入ってくるが、この定義上３歳でも保育所というのは、学校教育としての教育もしくは、幼児期の教育という部分を指さなくなってしまう可能性がありうる。

【委員】

　教育の国の定義にすごく僕たちは現場にいてゆがんでいると、僕自身は思っているのです。やっぱり保育という言葉の定義は、僕は０歳から５歳児まで、教育も保育、養護の部分も全てをひっくるめた営みと僕自身は捉えているので、保育でいいではないかと僕自身は思っていましたけれど、一応国の場合は３歳以上を幼児教育と言い、３歳未満を保育ということを言っておられます、そこをどれを踏襲して、われわれはこう考えるというふうに入れるのかどうかですよね。

　３歳未満の子どもたちにも集団性はありますから、集団による育ちあいは十分にあります。ミラーニューロンが発見されてから、当然それは周知の事実なわけですので、０歳児の子どもが、６カ月の子どもが、顔を見合わせながら笑い合うなんていうのを見たら、おっと思いますよね。

　だからそういうことを考えると、保育所における３歳未満児というのは、すごくよく育っていて、反対に孤立して、家庭で母ちゃんとだけいる子どものほうがしんどいと僕自身は思います。毎日ずっと定期的にやっぱりそういう子どもたちと触れ合う機会は、家庭にいる親子だって必要だろうと思いますよね。そういうところでいうと、ここの書きっぷりがもう少し今おっしゃっているような書きっぷりになるのか、僕は幼稚園の側だからとかそういうレベルではなくて、両方ともの側から、子どもが健やかに成長できる社会をつくるときの施設の機能というのが、今まで以上にできないと、施設に来たらオーケーで来なかったらあかんとか、家庭でやったらいいのだとか、そういう切り分けではないのだと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　僕としても、委員がおっしゃるとおりで、そこのところは機能というところに着目していただくと、下に書かれている認定こども園、幼稚園、保育所というところが、どこでおこなおうと、そして幼稚園さんでも小児を預かるとかされているところも、今あるわけですから、当然そういうところが出てきて、書きっぷりとしてお願いしたいというところが１点。

　それと、もう一つこの連携と推進というところで、先ほど安家先生、また山縣先生とお話しされる中であった全体像として、いわゆる縦割りの中でわれわれの外されているというか、外されているという言葉は違うかもしれませんけれども、いわゆる公立さんだけで、校区でいうと中学校区の中で、公立の幼稚園・小学校だけで連携されていて、そこの中には、私立の幼稚園さんも、公立の保育所さんも、また民間の保育園もそこには入らせていただけていない、入れていただけないという現状がある中で、そうしたところの壁が取り除かれることで、いわゆる地域の子どもたちが、地域の学校に進み、地域の中学校に進むという、いわゆるそこで連携を取られる公立の幼稚園からだけの子どもが、その小学校へ行くわけではありませんので、そうした地域の連携というところから考えると、そこのところをもう少し書いていただけたらどうかと思います。

【部会長】

　はい、ありがとうございます。

【委員】

　委員のすごく重要なポイントで、今最大に近い関心事ですけれど、教育委員会が管轄するかどうかは別にして、私立幼稚園さんの私立の認定こども園が明らかに増えてくるだろうと、これははっきりしている。そのときに市町村がどういう意識でそれを見るか、幼稚園だから教育が教育委員会になると、校区制になってくる、やはりおそらく、公立イメージで教育委員会も考えるしかない。

　そこの部分が、教育委員会の意見がどんどん出てくると、すごくゆがむ。保育所はもともと教育委員会は関係ないから自由にやってきたけれども、そこに私立幼稚園さん系が入ってきたときに、その考え方が保育所にも出てくると、全然違うものになる可能性があって、そこは計画書に書くような話ではないけれど。

【委員】

　放課後児童クラブって、各小学校にあるでしょう。放課後児童クラブは、市長部局で、学校は教育委員会じゃないですか。学校に少しずつ児童が減って、空教室が出てきて、放課後児童クラブの希望者はすごく多いので、部屋を学校から借り受けたいと言っても、その学校側は、ここはこれで使いたい、ここはあれで使いたいから貸せませんということで、それこそ部屋に６０人ぐらいの子どもがひしめきあって、何かしている状態があって、その担当部局の人たちは、これはもう学校では難しいので、幼稚園のほうで見てもらえないかという話が今出てきているのです。

　そこでも、市長部局と教育委員会のせめぎ合いが現実に起こっていますよね。これと同じことが、今おっしゃっていた幼稚園や保育園の中でも起こってくる可能性があって、これも全部、従来の縦割り概念の弊害なのです。

【部会長】

　そうですね。この提案でそこが少しでも、一歩でも次へ進むようなものになっていけばいいのですけれど。

【委員】

　そうです。まさしく子どもが成長できる社会のスキームですね、そこが今まで縦でばかりラインが入っていて、それが認定こども園で少し緩やかに変わっていくだろうという期待感はありますけれど、やはりどうしてもそこの壁はなかなか乗り越えられなくて、特に幼保連携型の認定こども園になっていこうとすると、幼稚園の認可を返上して、それで新しい認可を受けていくという話になっているのです。

　ということは、保育所のセクションに入っていきましょうというイメージですよね。そこでもやはり一つの壁なのか、峰なのかがあって、こっちじゃなくて、こっちへ乗り超えましょうという話ですよね。幼稚園の先生方も、ここを乗り越えるのは、結構心理的にストレスが大きいですね。ということが、現実にみんなで話をしていてもあるわけです。

【部会長】

　一体的にどんなふうに書けるのかというのがありますけれど、さっき先生が似たようなことをおっしゃった。

【委員】

　僕は幹としてあるのは人だと思うのです。人という幹があって、そこに障がいがあるからとか、保育を受けるからとか、幼稚園に入れて教育を受けるからとか、そういう加えていくべきはずのものが、行政の側で縦割りになって、そこに人がＡさんという人は、この時期から福祉のほうへ行っていて、この時期は教育機関で、障がいがあれば、小学校へ行っても支援学級へ行くと、結局本来の教育機関とはずれてくるのです。

　大人になってまた福祉へ戻ってくるという、学校へ行っている間は福祉から外れてしまうのです。そういうこともやはり、真ん中に人というものがあって、なるべき制度、施策ではないのかと思っています。

　その書きぶりというか、記載の仕方が一番最初に書いていただくべきなのか、それとも個別でするのかあれですけれども。

【部会長】

　どうでしょう、最初に。

【委員】

　子どもが諸外国で、幼少期に投資がしっかりできてきているという現実は、そこをちゃんとすると、よい社会人、市民になっていくということは、もう明確に分かるからです。だからここに対していくら投資をしても、ある意味時すでに遅しみたいなところがあって、幼少期の間にしっかりパワーをかけていく、スターティングストロングと言われるようにＯＥＣＤの、そういうスタートの部分にきちっと力を掛けていくことが、いい社会づくりをするために、一番効果的な投資だと言われますから。

　そこにきちっと投資をしていないのが日本ということなので、われわれの立場からすると、そこにしっかり投資をするような施策づくりがまずあったら、２０年３０年後には、出産期を迎える人たちになるわけだから、そこで当然幸せな結婚をし、出産をしていくという、当たり前の営みとして、人間として宝物として、それがおこなわれていく、そうすると少子化対策もきちんとできるはずなのです。

　そこのところが全体の施策の中で、一番冒頭にばんと書かれないと、対処療法のところだけで、お金をちょこちょこつぎ込んでいるようなやり方では、やはり僕は抜本的な施策になっていかないと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。皆さん、おっしゃった初めに書き込んでいただいて、そこが一つ一つの施策のこの軸に、ひっつき虫がひっつくような形で、そこに戻れるような書きぶりをしていくと、もしかしたら意識が、全細かい取り組みでも、そこに基づいてこれがあるんだみたいになっていくかもしれません。

【委員】

　８ぺージのところで、入れるならここではないかと、基本理念のところではないかと思います。１カ所、言い換えるとしたら、それはまさにスタートのところだと思います。今、一人の人間ということが、ここを使っていて、ここをうまく使える可能性があるのです。本文を見ると、私もそうですが、一般的に一人の人間で見ます、人格の主体としての人間を指すというイメージで使っている、本文で使っている、それは別に何も違和感はありません、正直。そこをもう少し広げて、制度によって分断されない一人のように、そういう一覧なり、１、２行入れることで意識として持っていますと言えるのではないかと思う。

　これが本当に具体化した施策にまで結びつくのは正直難しい。お金とか制度でつくから。ただし、その中にそういう意識を持ってというメッセージをわれわれは込めているんだ、計画に込めているんだということで、それを一生懸命市町村に言っていいということではないかと。

【部会長】

　ありがとうございました。どうでしょう、皆さん。ここに確かに、ここにも図が付けらたら、もっとイメージできたりするのかと思っています。

【委員】

　事務局の懸念と、私も思っている基本的視点のところが一つで、きついイメージのものが誤解される可能性がある。三つぐらいにするとだいぶん和らぐのではないか。

　一つしかないからものすごくそれが重視されたイメージになって、そこに今のを入れるというのも一つだし、それをすると、ここを薄めることも不可能になってくると。

【委員】

　このバックグラウンドにあって、発達観みたいなものが、子どもは未熟だという発達観がこのバックにはあると思いませんか。

　僕は０歳の子どもは、０歳として成熟しているし、１歳の子どもは１歳として成熟しているという考え方を出すと、一人の人間として、尊重されるということが、とても普通に考えられると思うのですけれど、この子は未熟な存在で、まだ成熟に足らないのだという見方をすると、目線が上からになってしまうのです、子どもに対して。

　そうすると家庭の中で、民主主義を育むときに、すごく難しいとかと思っているのです。なので、家庭で一人の人間として尊重されるような家庭の会話だったり、取り扱いが子どもに対してあると、僕はＤＶは防止できると思うのです、そういう高圧的な人に対する関わりは。

　それとかレイプもそうですが、そういうものの根源にやはりさげすんだ、相手に対する見方みたいなものが根っこにあるので、発達観の前に、日本の場合、すごく右肩上がりの階段状の発達観みたいなものが、全体の中に反映されていて、施策のつくり込みも、やはり未熟なものだから、なんとかしたらなあかんみたいな感覚が、どうしても見えるので、この基本的視点のあたりも、きちんと一つ表現しておく余裕も必要かもしれませんね。

【部会長】

　はい、ありがとうごさいます。虐待やいじめなどの問題が起こっていることに対応するよみたいな理念ではなくて、もっと肯定的なことを書くという。

【委員】

　そうです。自分が虐待をされるときに、虐待を自分で防止するために親にこびるわけですから、されないようにこびるわけだから。

【委員】

　そういう意味でいうと、例えば先ほど山縣先生がおっしゃったみたいに、制度に振り回されないとか、例えば制度の役割りとか、社会の情勢とか、環境とか、経済状況に関わりなく、全ての子どもがみたいな、そういうことも制度に分断されるだけではなくて、世の中の状況がどうなっていこうとも育まれるみたいなことが、大枠として入れるのではないか、肯定的に入れてもらいたいと思います。

【部会長】

　まさに子どもの権利条例の部分ですね。ありがとうございます。じゃあ、そこを基本的視点に、上のところ一人の人間というところを、もう少し書きぶりを検討して。

【委員】

　理念をどこに入れるかですね。

【部会長】

　そうですね、理念を。

【委員】

　視点のほうを入れるか、どっちの話がいいかですね。

【部会長】

　理念のところも、全体の書きぶりを、今出ているような形に変えて、基本的視点も二つ入れるように。

【委員】

　それもそうですね。

【部会長】

　そのほうが流れやすいかと思うのですが。

【委員】

　それともう１点すみません。僕も定かではないですが、アメリカで統計を取られた大人になってから刑務所でたくさんお金を使うのか、それとも幼児教育のときに重点的に資金投資をして保育をしたら、生涯的に掛かる費用の大同した研究データがありましたよね。

ああいうものも少し一番最初にデータにして、そちらから、ものが言えると、そのデータを基に大阪府としては、幼児教育、青少年に重点的に施策投資するんだよということも言えるのかと。日本のデータだけではなくて、海外のデータも一つは使えるのかと思いますけれどね。総論とか、基本理念のところへ結びつけるのにも、一つは有効かと思います。内容が定かではないですけれど。

【部会長】

　はい、ありがとうございます。例えば大阪府の現状は今、配分は年齢ごとにどんな予算がなっているのか知りたくなりますね。読み手としたら、現状は全然乳幼児に行っていないんだということが、あからさまに見えるということになるかもしれません。

【委員】

　高校のところが２００億円とかね、幼児教育はほとんどないみたいな状況、そういうふうなことに見えますよ。

【委員】

　本体には、中間まとめのデータですね。本体だったら、少し増えてもいいですね。その辺も考えて今最低必要なもので、あまりデータばかり出したら、今回見えなくなったらさびしいし。最低必要なもので、本体最終案のときに。

【部会長】

　精査すると。

【委員】

　増やすことは、きっと最初からこんなに４、５ページでなくてもいいのでしょう。

【部会長】

　そうですね。

【委員】

　もう少し増やすことができるはずなので。

【部会長】

　それは皆さんに、いっぱいブレインストーミング的に言っておいていただいて。

【委員】

　中間の段階で入れるものと、最後で入れましょうというものと、採用しませんよという、単純に言ったら三つ。

【部会長】

　そうですね、はい。中身ではどうですか。

【委員】

　今、先ほど２１ページの基本方向４のところで出てきましたが、これを見てみると、保育所のことは書いていないですね。

【委員】

　そうなんです、僕もそれを言いたかったのです。せめてここで保育所。

【事務局】

　保育所のメインの記載は、１８ページに就学前の子どもの教育として。そこの再掲というか、だぶってくるイメージもありますが。

【委員】

　そうしたら並べたらいいかもしれませんね、これ。

【事務局】

　基本方向４のところは、主に教育のパーツというイメージで。

【委員】

　幼稚園の次に小・中・高ということ。

【事務局】

ええ。このあとに小・中・高と続いていく、その前の段階ということで、そんなふうにつないでいこうと。

【委員】

　そうしたら、この個別の取り組みの基本方向４のところに、まずはやっぱり保育所のことが、流れとして。そこが保育所は別立てで、教育のラインは幼児教育からみたいな形になっていますね、刷り込みとしては、一連の育ちというイメージにされるほうが、より分かりやすいかもしれないです。

【委員】

　委員が先に言われたように、ここの見出しとの違和感が若干あったんです。見出しを見たら保育所だけではないのですね。保育所の関係者が教育と保育を並べることはほとんどない。保育の中に教育があるという主張はするけれども、教育と保育は、横並びになるという主張は、そういう人たちはしないみたいですね。

　こう書いたら、保育所と幼稚園と両方のことが入っていますよと、大きな見出しになっていて。

【委員】

１８ページ。

【委員】

　なっている。

【委員】

　なっている。これを見たら、ここで保育所だけのことは書いていると思う人は、非常に少なくて、むしろ幼稚園のことがまず書いてあって、保育所のことも書いてはどうか、中身だけ保育所のことが。

【委員】

　これは僕の昔からの認識なのですが、一つの社会という球体があって、その中に家庭があって、家庭の力のありようによって、地域のありようによって、社会の中に入っている球体の大きさが違って、例えば家庭や地域がしっかりしているところは球体が大きくて、社会の役割は薄くてすむ、一つの球体として。

　反対に家庭が、ひとり親家庭で助けてくださいというところは貧困で、小さくなるので、社会のありさまが大きくなるという、そういうイメージで施設を僕は捉えるべきだと思っています。幼稚園はこんな形、保育所はこんな形という形がもともとあるわけではなくて、社会の中にある家庭のありざまによって、施設のありざまも変わるという、そういう考え方を僕はずっと持っているのです。

　だから理想的な家庭とか、いくら言われても、しんどい家庭はそんなことはどうでもいい話で、今日食べるのが必死みたいな人たちは、健全な家庭が大切なんですと言われても、そんなもん何でと言われるではないですか。現実にはそうなのです。

　そこのところは、施設側が大きな力を発揮して、その家庭を包み込んでやるということも必要でしょうし、こういうふうに切り分けられてしまいますと、やっぱり違うなという感じはします、１８と２１の話で。

【部会長】

　今の委員のご意見でいくと、この基本方向３の家庭の教育力というのを、養育力、教育力を高める仕組みの構築というところを、もう少しなんて言ったらいいですか、施設ごとではなくという、先ほどの理念のところと関連するような書き方を。

【委員】

　はい、分断しない。

【委員】

　それもですし、ここのところで、教育力というのが要るのかと思っているのですが。

【部会長】

　先ほどの事務局のご説明だったら、基本方向４に、このあと小・中・高と、教育論的なことを書く予定だということですか。なので、ここには要らないのではないかと。

【委員】

　ここに教育力が入る、子育てできる社会、子育て大阪全体を支える社会づくりのところに、家庭の養育力を高めるしくみの構築であれば、子育て環境であるとか、施設の整備も子どもの保育を提供する環境の整備ということで、保育というか、子育て環境の整備ということであれば、保育も幼稚園もみんな入ってくるのでしょうけれども。

【委員】

　言おうか、言わないか迷っていましたが、先ほどの保育と教育を並べるのと一緒で、養育力と教育力を真横に並べられると、対等な関係で、保護者がこれをどう読むかというと、養育力と教育力は違うと、両方やらないといけないと思う親が多いですよ。また、変に教育されたら嫌なので。

【委員】

　すごく違和感があって、付箋を貼ってあるのですが、社会全体で支える体制づくりとか、社会づくりなのに、社会でどうするかという話をしているのに、なぜ家庭の教育とか学習という話が出てくるのかが、一緒なのか、ここなのかというのがすごく違和感があったのです。いつ言おうか、どうしようか悩んでいたのですけれど。

　つまり児童虐待の問題を、孤立をどう防ぐかというその問題に対して、こういう養育力を高めるとか、教育されてしまう。

【委員】

　養育力だけでも、保育の中に教育が入っていると信じているように、養育の中に教育が入っているのではないと、同じように単純に信じている。あえて横に出すと言って、すぐ別もの、なぜ分けているのですかと聞かれたときも説明せざるを得なくなる、それはしんどいかと。次のことでいいですか。

【部会長】

　はい、どうぞ。

【委員】

　さっきの話で、これも自分のやめた部分に全部関連してくるのですが、これが議論になったので、あえて戻してしまうと１３ページのところです。これも私の保育所観とはずれていて、これもいいかどうか、正しいわけではありません。私は違和感を感じるのは、基本方向３の１１ページ、重点的な取り組み前半分が、子育てを負担に感じること少なくなるよう、地域と一体となって、子育てしやすい環境をつくります。負担に感じることが少ないため、保育所があるという書き方になっているのです。何かそれはかえって違和感がある、そういう利用者がいることは間違いない、否定はしませんが。

　でも、保育所の中心は、そうではないでしょう。子どもの育ち、負担がある保護者の育てたい子どもではなく、一般の子どもが来るわけだし、就労するというところを支えているわけだし。

　一番のベースが、根っこが子育て負担、負担から来ているというのがちょっと。

【委員】

　分かります、それ。僕は幼稚園が４時間でいい根拠っていいますのは、４時間を標準とするという法文に書かれている根拠は、家庭に帰ったら、豊かな異年齢の群れ遊びが保障されていた時代、地域の広場があって、そこにみんな老若男女が入り混じって遊べることが豊かにできた時代には、４時間で、お遊戯を習ったり、お絵描きを習ったり、ラジオを真ん中に置いて、「お話、出てこい」とみんなで言ってお話をしたり、そういうことを習うことをやって、家に帰れば豊かな群れがあったという、それとのセットの時間だと思っているのです。

　ということは、今みんなの時間を考えると、家に帰っても群れで遊ぶ相手がいませんという時代は、僕は幼稚園は４時間は短すぎると思っているのです。今、現実には５時間程度の保育になっていますが、５時間でもほんとにいいかと。

　ある保護者が「週に六つ習い事をしているのです」、英語だなんだと言われるので、お金が掛かりますね、なんで六つも行きはるのと聞いたら、「帰ってどうやって遊んでやったらいいか分からないんです」。親が遊ばなければあかんと思っているんだというのが現状なんです。

　そしたら幼稚園から本当に子どもを１時や２時で帰していいか、という問題です。まさしく家が保育に欠けているではないか。だから保育所の定義で保育に欠けるということは、実は幼稚園に在籍している子どもたちも、常に保育に欠ける状態の子どもたちが多くいるということを、われわれがどう考えて施策に刷り込むかですね。

　そうすると、ステレオタイプで保育所という提供が縦で割れているというのは、まったくナンセンスな話になってきますよね。どの子どもが、どの家庭にも必要なものだと。ただ今山縣さんがおっしゃったような負担を感ずること、幼稚園の保護者でも、すごく負担を感じているんですから、という話でしょ。

【委員】

下手をしたら、そちらのほうが高いかもしれません。専業主婦の負担感の方が。

【部会長】

　ありがとうございました。じゃあ、時間の関係もあり、皆さんの意見を、もう一度事務局で整理していただいて、言い足りなった細かいことですね、重点的に取り組む課題とか、大きな大事なところをご議論いただいたので、細かい取り組み方向のところとか、具体的なことで、この視点が抜けているよというところは、ぜひファクスででも事務局に提示いただけたらと思います。

　よろしいですか、次のもう１個の重要な広域調整の案件がありますので、これはここで置かせていただいて、資料２の議題の二つ目にいきたいと思います。事務局から、お願いします。

【事務局】

　(資料２・参考資料１について説明)

【委員】

　今の資料の質問を。右側に幼稚園の所在圏域があって、園児の住居は縦にありますね。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　一番下の総計の数が、例えば大阪市は２万３７８６人子どもがいますというわけですか。

【事務局】

　そういうことです。大阪市内の幼稚園さんに就園されている方が２万３７８６人いらっしゃると。大阪市内で居住されている園児さんは、逆に右の罫になります、２万４３７６人いらっしゃる、そういう見方です。

【委員】

　堺には、１万２４７７人の子どもがいて、堺の幼稚園には１万２４５７名が行っています。ほぼ２割ですね。

【事務局】

　そういうことです、はい。

【委員】

　堺のところは網掛けで、１万１１４６人。

【委員】

　堺市内ということですね。

【事務局】

　　堺市内です。

【委員】

　南河内と泉州に、これだけ行っておられますよと。

【事務局】

　そういうことですね。

【委員】

　そういうことですね。

【事務局】

　はい。

【部会長】

　はい、まだ説明の続きがありますか。

【事務局】

　(資料２について説明[続き])

【部会長】

　はい、ありがとうございました。時間配分が悪くて申し訳ございません。あと１５分ぐらいしか、１２時まで時間がありませんので、論点１から、まずいかがでしょうか。

【委員】

　参考資料１で。まだ分かりませんと言われたけれども、府県域を超える利用で、約１０００人ですね、府外に出ているのは、だいたいこれより多いのですか、少ないのですか、感覚的に。

【事務局】

　感覚的に申しますと、だいたいほぼ同じようになるのではないかと思います。

【委員】

　はい、分かりました。

【委員】

　５ページの認可認定確認の主体の記載ですが、これは幼保連携型認定こども園が学校法人のみと書かれていますが、これは現行社会福祉法人もありますね。社会福祉法人、これはどうなりますか、一緒の扱いでしょうか。学校法人と社会福祉法人。

【事務局】

　同じですね、同じ扱いです。

【委員】

　そしたら、運営法人も、学校法人と社会福祉法人と表記しておいていただけたらと思います。

【事務局】

　ここで言っているところは、学校法人の認可は府の権限ということで、主なものとして載せていますが、社会福祉法人は除いてしまっているのですが、社会福祉法人の場合であれば、社会福祉法人自体の認可については、市町村か、あるいは市町村がまたがる場合は府という形にはなるのですが。

【委員】

　はい。

【事務局】

　例示としては、学校法人として、例として挙げさせていただいています。

【委員】

　そうでしょ、そうなると保育所なんかも運営法人は株式会社も入りますものね。

【事務局】

　保育所であれば、そういうことになります。

【委員】

　そういうことですね。

【事務局】

　はい、そうです。

【部会長】

　どうしますか、ここは例示ということで。

【委員】

　それかその他とか、等という言葉を入れていただくかすると、まだ例示でもいいのかと、数が少なくとも、学校法人等とか、保育所のところも社会福祉法人等とか入れていただければ、当然社会福祉法人、また株式会社のみ、例えはありませんので。

【部会長】

　では等を入れていただくということで。

【事務局】

　そこは結局、大阪府権限と市町村権限と分けて書くときに、ややこしくなったので、ここは例えば幼保連携型認定こども園で運営法人がここに書いていますのは、学校法人が運営する幼保連携型認定こども園の場合だと、所在地によって大阪府の権限がこうであり、市町村の権限がこうであるという説明をしたかったのですが、全部の類型を書き出すと、株式会社だと株式会社の大阪府の権限はどのようなのがあるのかということで、ものすごく細分化してしまうので。

【委員】

　なるほど。

【事務局】

　各認可指導監督についての考え方を説明する際に、例えばこのぐらい多岐に別れていますということを申し上げたかったので、これをつくったのですが、施設類型を全部例示したいとか、網羅するとすごい表になるということで、ただ森田先生がおっしゃるように、ぱっと見た瞬間、この類型はないではないかということにはなるので、最初、分かりきった分で保育所などを抜いていたのですが、保育所の指導監督も先生方に一応見てもらう必要があるということで入れたりもしたのですが、そこが見せ方が少し難しかったという事情があります。

【委員】

　はい、分かりました。そしたらこれで。

【部会長】

　よろしいですか。括弧の間に大阪府権限のものを例示というか、上に出してしまうかですね。

【事務局】

　そうですね。説明の仕方なので、具体で委員の先生方にご理解をいただくという主旨でつくっていますので。

【部会長】

　ここだけ。

【委員】

　最終的には表に出ないということですね。

【事務局】

　これは別に、何かの成案として、出るわけではありません。

【事務局】

　今回の審議会の資料としては出ますが、実際はこれが全てではないので。

　計画の個別の事業計画の中に、これを出すわけではありません。

【委員】

　はい、分かりました、結構です。

【委員】

　最近調べていないので、よく分かっていないのですが、参考資料１との関係で、都道府県内の広域調整加えて、県外の広域調整というのは、国はどういうふうに言っていますか。例えば、尼崎と大阪市とか結構あると思いますが。そこら辺のまさに広域ですね、そこの調整方針というのは、何か国で出ていますか。

【事務局)

　特に国ではないです。基本的には市町村になってくるということなのですが、そのフォローとして、われわれ兵庫県と大阪のほうで、それぞれ情報交換しておこうとか、そういうことはしておきたいと思っています。基本的には、同じ考え方なので。

【委員】

　府と兵庫県の考え方があまりずれていなければ、それでいけるだろう、すれていたら、少し大変。そこまでの状態。

【委員】

　この横長の例示を見るだけで、暗たんたる思いになるね。これを保護者にどう説明するかですよね、はっきり言えば、保護者も理解できないですよね。幼稚園関係者も理解できない。形によって全部権限が違うということも含めて、これは本当に当初の会議に出ておられた人からしたら、どうしてこうなってしまったのという話ですよね。

【委員】

　だんだん複雑に、もともとは単純な話だったのですが。

【委員】

　親の立場で説明したいのですが、一番最初におっしゃった幼保の保育所に行かしていないけれども、幼稚園に行かせて、延長で、フルタイムで働いていますという人は、何認定ですか。

【委員】

　認定ですか、どこに行くか。認定は２号ですね。

【委員】

　２号に。

【委員】

　ですよね。その２号認定になるときに、その人は。

【委員】

　幼稚園を出て行かなくては。

【委員】

　でしょ。

【委員】

　普通の幼稚園は利用できなくなるんだけれど、預かり保育をやっている園で、預かり保育を受けて行かせることは可能なのです。

【委員】

　幼稚園が私学助成幼稚園で残らない限り、利用できない。それからパートに行けるかどうか。

【委員】

　いや、それで、新しいことが出ていまして、一時的保育事業という保育所の事業があるではないですか、あれが幼稚園型の一時的保育事業ができたのです。

【委員】

それも聞いています。

【委員】

　それを利用して、一時保育を延長で受ける。

【委員】

　それは２号で受けたうえで、延長というか、そういう一時預かりを受けることができるということか。

【委員】

　利用料が高くなるのではありませんか。

【委員】

　そうです、それでさらにそれは、今まで園に１０月になったら、申し込みに行っていた保護者は、市役所に行くのですね。

【委員】

　認定をもらうわけですね、市役所で。うちはこういう家で、子どもたちはこうだから、２号をくださいと、２号をもらうわけです。２号をもらった人が。

【委員】

　それは希望者全員に、自分の希望どおりに。

【委員】

　それはされると思います。その認定は受けられる。１０ページの最後のところですね。２号認定での利用を希望しているものの幼稚園を利用したい利用者の取り扱い。ここにあります。

【委員】

　なんで使えないの。

【部会長】

　そうですね、岡本委員の質問が、１０ページの関連ですよね。

【委員】

　保護者にこれを、どうやって周知されるのだろう。

【委員】

　そう。

【委員】

　そう、そこを。

【委員】

　それでそこからその前提は、幼稚園さんが、どの枠に行くかを早めに保護者に伝えておかないと、それが現年度の保護者だけではなくて、次の利用者に周知しておかないと。それはその市の子どもたちだけではなくて、広域で利用しているお隣の市まで伝えておかないといけない。

　ここが微妙なのですが、広域調整と関連しているのですが、こっちがＡ市、こっちがＢ市としたときに、保育所と幼稚園、幼稚園が認定こども園になったとします。今は、こっちは保育所だから、ここで利用していたけれど、こっちにものすごく大好きな教育の行きたい幼稚園があって、それが認定こども園ということになったら、幼稚園のままのところでも２号認定枠で、一時保育的利用をすることが可能で、流出する。

　それをこっちの人に伝えておかないといけないし、保育所から言ったら、やめといて、そんなのやめてよという、そこまで含めて広域調整ができるかどうか。

【委員】

　そこはね、そこは。

【委員】

　論点に戻っていいですか。６ページです。先日ご説明いただいたときにもいろいろ出たのですが、認定こども園移行促進のために、需要量を便宜的に上乗せしてできますよと、認定こども園を促進します。例えばほとんど需給が均等だけど、うちは認定こども園になりたいので、３０人の枠をください、認定こども園になりますと、言うと３０人増えるでしょ。

　その園はもともと２００人が２３０人、入れるようになりました。それは当然最低設置基準を満たしていますという条件ですけれど。そうしたときに、今幼稚園と保育園というのは、府域の中で、適正な配置はされていないのです。ですから隣同士になっているような、保育園と幼稚園もいっぱいあって、今おっしゃったように、今保育園にいる人が、こっちの幼稚園のほうが認定こども園幼保連携型で３０人の枠ができました。

　それならこっちのほうがいいわと言って、こっちに雪崩を打つと。そこの保育園は突然３０人園児がごそっと減ると、こういうことがあちこちで起こってくる可能性がありますね。それでご存じのように、保育園というのは、最低基準が割とゆるくて、庭がなくても近所の公園で許されていたりしているではないですか、今まで。

　ということは、今まで庭のほとんどないところで毎日公園に行って、子どもは活動している。雨の日もある、いろんなときがあって、そこで少し不満がありましたという保護者が、隣の広い庭のある幼稚園のほうが、枠ができたときに違うわと、こんなふうなことが通常考えても当たり前に起こってくる可能性があるのです。

　だからこの需要量を便宜的に上乗せするというのは、私立幼稚園にとっては、移行が促進されるという意味では僕はいいと思うのです。従来、割と阻害されていたという面がありましたから。

　だけど現実には、そういう競合体制が地域に起こってきて、ある意味、変な園児獲得合戦みたいなものが、従来私立幼稚園にありましたけれど、そういうものが起こってくる可能性は否めないですね。このあたりを、どう考えるのか、予想するかですね。

【委員】

　まったく同じ質問をしたのです、そこを。

【委員】

　それはもういいんですよと、ばんとやってしまうのか、それはもう府民の選ぶ権利を保障するんだとぽんとやってしまうのか、市の調整もどう効かせられるのかですね。

【委員】

　その辺が先ほど申し上げた８ページのところの左側に、利用調整と斡旋要請のところが、どこまで権限かということだと思います。それが今までどおりの市町村の関与ということで、強くそれが出てくるのであれば、その辺は市町村の援護自体は福祉事務所の対応になると思うのですが、その辺が調整に入るということで、移動は希望があれば当然でしょうけれども。

【委員】

　従来、障がいとか、母子とか、いろいろ優先順位が高い方については、割とそこは強く聞いていましたけれど、両親がおられて別に通えますという場合は、それを拒絶することはできませんでしたが、これは当分そうでしょうね。

【委員】

　と思います。

【委員】

　そこは動く可能性が。

【部会長】

　府として、市町村にどれぐらい子どもの福祉ということを中心に考えて指導できるか、市町村への指導ということもあるということですね。

【委員】

　難しいでしょうね。ただ、もう一つの論点として、需給調整の定員のところで、今現行で定員数で考えておられるのであれば、保育所の場合は認定こども園になった場合は、２割ぐらいの定員ということで考えておいていただけたらと。

　１２０名のところは、定数外の保育を２割までお預かりしていたとすれば、２０人お預かりしていると、認定こども園に移行するときには、認可定員を１４０人にしないと、減算の対象になりますね。

　だから現員と入所定員というものを、今の定員数ではなく現員で捉えておいていただかないと、この需給調査は難しくなってくるかと思いますね。

【委員】

　それと同時に、私立幼稚園の場合、認可定員が３５人掛ける学級数、ところが現実には、３０人ぐらいしか入れないですね。ですので、定員と実員がすでに乖離がある、これは園児が来なくて乖離がある場合もありますが、こういう自分のところの教育の質を担保するために、減員にしている場合もありまして、単純に定員を入れれるだろうと。

　例えば保護者が見て、おたく２５０人定員ではないですかと。２２０人しかいないんだから入れてくださいよと来ても、うちは教育上こうなんですというご説明がきかなくなる可能性があります。でも定員があるのだから、私は希望だから入れてくれと強く言われると、こっちもああという話も出てきます。

【委員】

　だから需要というか供給の定員数をできれば、今の認可定員ではなく、現員という捉え方をしていただくほうが、実数に近いかと思います。それがたぶん認可定員だけになると、東大阪だけを考えてもたぶん定数外入所は、４０数園あれば２０人ずつと入れても相当な数になりますので、その誤差は大きいかと思います。

【委員】

　保護者を集めて勉強会をしたときに、保護者の方から質問があって、私もよく分からなかったので、教えていただきたいのですが、先ほどの２号認定、１号認定、つまり先ほどからたぶん今日の議論はこれなので、どうしても聞いておかないといけないとは思うのですが、やはり０、１、２のほとんど大阪府７割が在宅でいてますという人たちにとったら、保育というのは、一時預かりとか、そういうのがその人たちの考える保育のイメージがあると思うのです。

　そのことはこの中に一つも触れられていない、いつどこかで触れられるのかしらというのが１点ですが、それはおいといて、その親たちにとったら、１号なのか、２号なのかというのは、非常に重要なポイントで、しかも先生はさっき、その施設が認定こども園ではなかった場合は、その親にとったら空振りで終わるかもしれないですね。

　ここに行かせたいと思っていて、２号認定で市役所に申請したのに、私はじゃあ、１号認定をもらわなければ駄目だったのだみたいなことは実際に起こるということですか。

【委員】

　１号は認定が全然ないのと一緒だから、３歳を超えていたら、もう空くよというだけの話なので、その枠の利用権は絶対持っていますよ。

【委員】

　持っているのですか。

【委員】

　この枠の中でどうかというのはあるけれども。

【委員】

　変更も自由自在にできるのですか。

【委員】

　もちろんできます。

【委員】

　自由自在にですか。

【委員】

　ええ、例えば働くようになりました。だから１号から２号へ移ります。役所へ行って、２号が出たら。

【委員】

　要件さえ満たせば、介護保険みたいなもので。

【委員】

　そこまでは大丈夫ですね。状況が変われば、いつだってその認定は即座に。

【委員】

　また１号には戻れる。

【委員】

　了解です、ありがとうございます。ちょっとすっきりしました。

【委員】

　もう１点いいですか。

【部会長】

　はい、どうぞ。

【委員】

　もう１個確認なのですが、まだ広域のところにこだわっているのですが、これをＡ市と書いて、Ｘ園が定員があって、確認でＡ、Ｂ、Ｃの市町村単位の確認をしますと。

　府内の調整は、大人のルールでやりましょうと決めたんだから、これでやりましょうと言っても、民間同士の、私立同士のこの県外のものは。

【部会長】

　その辺、事務局でいかがですか。

【事務局】

　今のところ、利用枠が園のご希望はあるでしょうけれど、一定それはご希望ベースではなくて、過去３年とか、５年とかあって、その受け入れ実績みたいなもので、ある程度の妥当性のある数を、いったんお聞きをするのかというのは想定として。

【委員】

　そのとき、要はそこが私立幼稚園だったという枠なのですね。認定こども園だったという枠ではないから、利用者が相互に変わる可能性があるという予測なのです。今までの幼稚園イメージと少し違う枠になる可能性があるのではないか。

【委員】

　分かります。ニーズが変わりますものね。

【委員】

　ですよね。

【委員】

　なぜ、移行ですか、尼崎が急に。

【委員】

　だから保育所利用者が教育イメージを求めてくる可能性がある。働きながら、元幼稚園が好きな、大好きな教育をやっている幼稚園が利用できるからでしょう。

【部会長】

　他府県の兵庫県との調整は何かされていますか。

【事務局】

　今のところまだそこまでに至っていないという状況ですので、実際今回参考資料１を見ても、他府県というのが少なからずあるというのは、認識をしましたので、そこはこれからですね、府県同士のすり合わせというか、委員がご指摘のとおり、やっていかないといけません。

【委員】

　それは尼崎の方向ぐらいですかね、うちは東大阪とか、河内とかというと、生駒の山があるから超えるのはだいたい付属の幼稚園さんが対象かと思っています、これを見たときに。名前は近大とか、帝塚山とか、そういう付属の幼稚園さんの圏外という流出はあるでしょうけれども、民間園でいったら、うちは生駒の山がありますので。

【委員】

　保育所はあまりないんです。幼稚園さんで、一番はやっぱり府外の隣接大都市だと思います。

【委員】

　そうですね。平地でつながっていますものね。

【委員】

　川１本ですものね。

【部会長】

　各市は府が調整してくださると思っておられるだろうし。

【事務局】

　そういうこともありますので、兵庫県とは情報交換をして、状況の確定をまずさせてもらった中で、必要な調整があるということであれば、そこは当然させていただこうと思います。

【委員】

　もう１点だけ、幼保連携型認定こども園は、保護者と直接入所なのですね。それは１号、２号、３号全部そうなのですね。なので、需給調整のあたりのことを当然、うちに２号の申し込みが何人あるか、３号の申し込みが何人あったというのは市にきっと報告することになると思うのだけど、ふたを開けてみないと何人申し込むか分からないです。それが１点。

　もう１点は、直接入所なので、この幼保連携型に一人の保護者が１番、２番、３番と申し込まれる可能性もある、３口。

【事務局】

　それはないです。

【委員】

　それはなくなりましたか。

【委員】

　それがこのたぶん先ほど言っている８ページのこの図なのです。

【委員】

　府は、直接入所の場合は。

【委員】

　直接入所でも、２号、３号は市に申込みをして利用調整をして、斡旋して、認定こども園となる。公立保育所、地域型保育を要する場合は、保護者と施設事業者の契約、ここで直接契約。

【委員】

　そうなると、認定こども園幼保連携型になるのは、何のメリットもない。事務員を１人置いて、入所の手続き、保育料の徴収のことを全部やる人を置かないといけないのに、実は入る人は私学を取ろうとしている。何のための直接入所なのかという話になるのです。だからぎりぎり幼保連携型認定こども園になりたい人は、結果的には、よく分かれば分かるほど、少なくなって、幼稚園型なのか、施設型給付の幼稚園なのか、もともとの経常費幼稚園に残る人が多くなる。だから促進にならないのでは。

【委員】

　私自身も全然違う思い込みをしていました。今の認定こども園は全て、先生がおっしゃるように、直接契約で、直接申し込みを受けて、だから１０月１日が平成２７年度も遅い基準の日として、重要な日になってくると思っていたのですが、これが示されてくると、これは最終的に市町村が決められるそうですけれども、たぶん国が示したことはそのまま市町村が継続されるでしょう。多かれ少なかれになると、というと難しくなる。

【委員】

　利用調整は、今の保育所と同じ考え方だから、本人の希望を優先して、定員内であるならば、本人の希望を優先する大原則だから、そこは園が頑張れば利用調整に持っていっても、市役所に届けたけれども、ここが第１希望です、第１希望の枠内に入っていたら、そこが何倍も増えたら別だけれど、ある程度私は尊重されるという前提で聞いているのです。

【委員】

　それはいいです。にも関わらず、それだったら直接入所でなくてもいいではないですか。

【委員】

　そうです。

【委員】

　はっきり従来のような委託、受託の関係でいいのに、直接入所で、直接保育料を取れというわけですからね。そうすると、なんのためにわれわれは課せられて、そして結果的には従来の措置と同じ感じの子どもの回り方をしているのであれば、なんのメリットもないですねという話になって、幼保連携型をやめます、幼稚園型をやります、こういうふうな話で、Ｂ型だったか、小規模の３歳未満保育、３号認定の子を付けてしますというところが結果的には増えてしまうのです。

【委員】

　その可能性はある。

【委員】

　可能性はあるのです。

【部会長】

　ありがとうございます。その懸念されることをたくさん教えてくださったのですが、時間がごめんなさい、オーバーしていて、ほかによろしいですか。せひ、伝えておきたいこと。

【委員】

　保護者の懸念はすごい。

【委員】

　どういうことかという、それが一番、はい。

【委員】

　入っている方も全部これ認定しなおしてもらわなければいけませんものね、一から。

【部会長】

　はい、ありがとうございます。じゃあ、すみません、最後、その他案件お願いします。

【事務局】

　(参考資料２について説明)

【部会長】

　はい、ありがとうございました。進行が悪くて申し訳ございません。１０分ほどオーバーしていますが、一応このファクスする用紙がありますので、せひ、委員の先生の皆さんから、今日、出しきれなかったところを、ご提示いただけたらと思います。それを整理して、３月に部会を予定しているということで、次に進めたいと思います。

　取りあえず、今日の案件は以上で終わりですので、最後事務局にお返しします。